

①ウナギの採捕期間の短縮について

ウナギの資源管理強化のため、今年度も引き続き、ウナギ採捕の承認証交付時に下記の内容で配布いたします。

志佐川における遊漁者のみなさまへ

日頃より志佐川における水産動物の採捕につきまして、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、資源の減少が懸念されているニホンウナギについて、産卵に向かう「下りウナギ」の保護が全国的に取り組まれております。そのため、ウナギの資源管理強化に向け、採捕の制限など、今後、以下のとおり管理を強化してまいりますので、お知らせいたします。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

1. ウナギの採捕期間の短縮について

現在、志佐川内水面振興協議会採捕規程により、ウナギの採捕期間については、6月1日から翌年4月30日までとしておりますが、令和元年度から当面の間は、6月1日から11月30日までを採捕期間とし、12月1日から5月31日までが禁漁期間とさせていただきます。

2. 下りウナギの再放流について

下りウナギ（銀ウナギ）を採捕された場合は、再放流に努めていただきますようお願いいたします。

令和6年5月
志佐川内水面振興協議会